

令和8年度 民間学童保育室保育料の助成制度について

市の運営基準を満たし運営している民間学童保育室の利用者のうち、一定の条件を満たす方について、下表のとおり基本となる保育料を助成します。以下の事項をお読みいただき、助成に該当する世帯は、提出書類をそろえて市に申請してください。

1 対象世帯と支援額

	対象世帯	助成額				
		1人目		2人目以降 (1人につき)		
		8月分以外	8月分	8月分以外	8月分	
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	6,000円	12,000円	6,000円	12,000円	
B	当該年度分の市町村民税 非課税世帯 （A区分に該当するものを除く。）	6,000円	12,000円	6,000円	12,000円	
C	当該年度分の市町村民税が課税の世帯で、その市町村民税所得割の額の年額区分が次の額であるもの（A区分に該当するものを除く。）	10,000円未満	3,200円	6,800円	4,600円	9,400円
		10,000円以上 27,000円未満	2,300円	4,700円	4,100円	8,900円
		27,000円以上	—	—	1,800円	4,200円

※ 事業者独自の減免等により支払済保育料が上記金額を下回る場合、支払済額が助成の上限額となります。

※ 2人目以降とは、世帯内で2人以上が民間または公立の学童保育室に同時在籍時の、民間在籍の児童（1人以上が公立在籍の場合）もしくは民間学童在籍児童のうち最年少児童を除く児童（全員が民間在籍の場合）をさします。（裏面参照）

2 提出書類

(1)高槻市民間学童保育室保育料助成申請書

世帯に1枚提出してください。（児童毎の申請は必要ありません。）

(2)添付書類・・・区分に応じた書類を添付してください（下記参照）。

証明書類は、**保護者全員分（単身赴任者を含む）と、同居家族のうち働いている方及び前年に収入があった方全員分**が必要です。（ただし、証明書類上で被扶養者と確認できる世帯員分の書類は省略可）

①A区分 ⇒ 「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」。いずれも福祉事務所長の発行するもの。

②B区分 **市町村民税の課税状況・所得割額・控除額のわかるもの**

⇒ 主な例：「市府民税（所得・課税）証明書」（令和8年1月1日時点で住民登録のあった市町村にて取得可能）または「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収額の決定通知書」（写し）

③C区分 ⇒ ※ 所得税の税額基準ではないため、「確定申告の控え」や「源泉徴収票」では受付できません。

※2人目以降分の申請のみの場合書類の添付は不要です。

(3)通帳等の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人等が分かるもの）

3 留意事項

(1)申請はオンライン（裏面参照）または高槻市子ども青少年課（市役所総合センター8階）で、下記の通り年2回受け付けます。

①前期分申請(4月～9月分保育料) ⇒ 令和8年9月15日(火)～10月15日(木)
②後期分申請(10月～3月分保育料) ⇒ 令和9年3月2日(火)～3月31日(水) } 窓口申請は土・日・祝日を除く

(2)添付書類は、前期申請で提出があり、世帯構成に変更がない場合は、後期申請時には不要です。

(3)市町村民税の所得割額は、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等を行う前の額とします。

(4)申請に基づき、在籍と保育料の支払状況について該当学童保育室運営事業者に照会の後、助成決定を行います。

(5)公立学童保育室保育料の減免を受けていた世帯が年度途中で民間学童保育室へ入室された場合、民間学童保育料の助成を受けるためには改めて申請が必要です。

(6)同一月内に公立から民間／民間から公立へ転室し、双方で保育料が発生した場合は公立学童保育料の減免制度をご利用ください。（民間学童保育料助成の申請はできません。）

オンライン助成申請方法

右記二次元コードの読み込みまたは下記URLから高槻市HP内「民間学童保育室保育料助成制度」(ページID:135381)へアクセスし、申請をおこなってください。

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/135381.html>



民間学童保育室
保育料助成制度

<事前準備書類>

申請時に画像データを添付していただきます。事前に下記書類を撮影またはスキャンしご用意ください。

○申請世帯共通○

通帳の写し等、金融機関や口座番号及び名義人等が確認できるもの

○対象世帯のみ○

生活保護等受給世帯及び市府民税非課税または市府民税所得割27,000円未満の世帯

・・・表面、2-(2)に記載の、区分に応じた証明書等

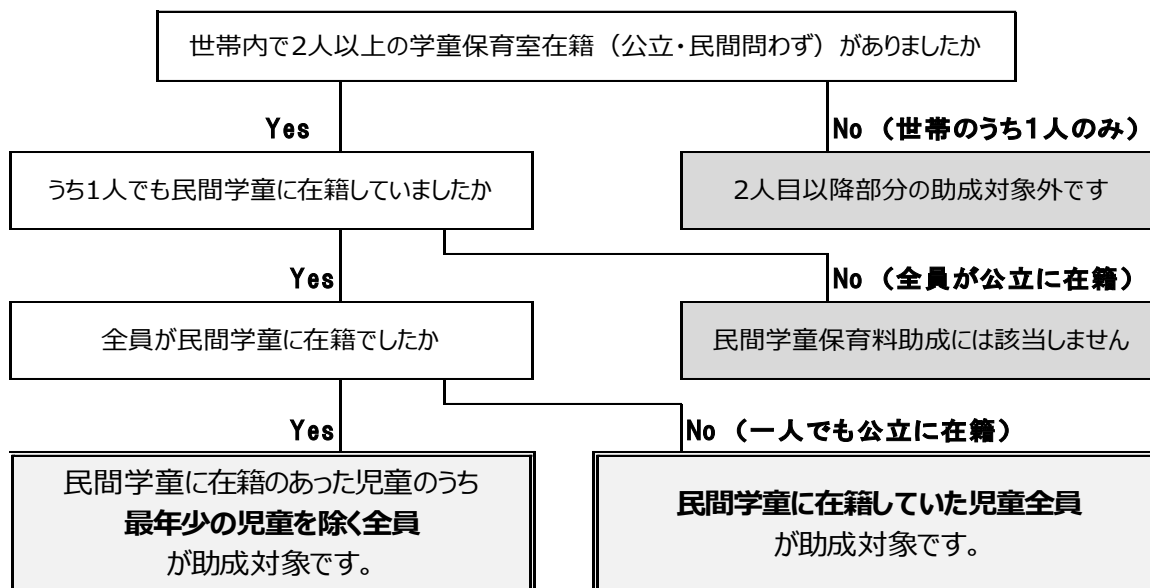
(書類添付に際しての注意事項)

- ・ 添付できるデータの形式は、jpg、jpeg、gif、png、pdfに限ります。
- ・ 撮影する場合、書類ひとつにつき1枚ずつ、正面から画面いっぱい撮影してください。
- ・ 文字が鮮明なものをご用意ください。不明瞭で文字や税額等が読み取れない場合は、受付できません。
- ・ 添付書類の内容に疑義が生じた時は原本の提出を求める場合があります。証明書類原本は必ずご自身で保管しておいてください。

※ 『高槻市民間学童保育室保育料助成申請書』は、オンライン申請の場合不要です。

世帯で2人以上学童保育室に在籍の場合の、2人目以降の保育料助成の考え方

2人目以降助成の該当有無が不明な場合は、下記フローチャートにてご確認ください。



- ・ きょうだいと同じ学童保育室に在籍でなくても対象です。
- ・ 月毎の在籍状況での判断となりますので、2人以上在籍が1月でもあれば助成申請対象です。
- ・ 申請時にどの児童が何月に助成対象か示していただく必要はありません。申請内容(児童の在籍状況)をもとに在籍と保育料支払い状況を子ども青少年課にて確認し、助成金額を決定します。
- ・ 生活保護、市府民税所得割27,000円未満世帯については、上記の結果に関わらず民間在籍児童全員が助成対象ですので申請をおこなってください。

(問合せ先)高槻市 子ども未来部 子ども青少年課

学童保育チーム TEL 072-674-7656